

横手ノ東ニ攻入ルコトニ決ス。是ニ於テ、諸隊進ンテ横手城ヲ圍ム。城ハ狭小ナリト雖、平地ニ突出シタル山上ニ築キ、麓ニ大河ヲ繞ラシ、大手前ニ長サ五十間餘ノ橋ヲ架シ、甚ダ要害ノ地ナリ。莊兵進テ城ニ迫撃シ、烈シク發砲ス。城兵モ防戦甚ダ努ム。莊兵ノ大砲一發城中ニ的中セシカバ、忽ニシテ發火シ、黒烟天ヲ突ク。莊兵機ニ乗ジテ関ヲ擧ゲテ突進シ、夜八時ニ至リ、勝関ヲ放テテ引退ク。同十二日、莊兵横手ニ至リ、昨日ノ戦況ヲ檢スルニ、櫛内ニ疊ヲ横ハ、其ノ中ニ半焦爛シタル屍數十アリ。又、攝手ノ門前ニ、十四五人枕ヲ並ベテ自刃スルアリ。其ノ情實ニ悲哀ナリ。依テ屍ヲ悉ク城北ノ寺院ニ葬リ、僧ヲ招ギテ讀經シ、佐竹氏名臣戸村忠士之墓ト記シタル標木ヲ立テ、一隊皆禮拜シテ去ル。此ノ時其ノ死者ノ衷情ヲ想察シテ、暗涙ニ咽ブモノ多カリキ。

本莊龜田二藩和議ヲ請フ

本莊藩ノ使ニ番大隊ニ來リテ和議ヲ乞フ。又龜田藩士四番大隊ニ來リテ和議ヲ乞フ。其ノ後龜田侯赤旗一旗ヲ立テ、從者僅ニ貳拾七人、我小隊長前後ヲ警衛シテ、鹽越ニアル三番大隊ノ陣營ニ至ル。其ノ情想察ニ堪ヘザリキ。八月十一日、龜田侯ノ夫人及ビ一族金の浦ニ至ル。依テ之ヲ鶴岡ニ護送セリ。

八月十三日ヨリ九月十一日迄各所ノ合戦

八月十三日、二番大隊西軍ヲ角間川ニ破ル。西軍角間川ヲ涉リテ退カントスルニ船ナシ、一艘ヲ得テ數百人我先ニト波ルヲ争フ。船沈ミテ溺ル、者限リナシ。八月十四日、一番大隊敵ヲ六郷ニ破ル。莊内ノ諸隊龜田ニ入ル。全月廿三日、一番大隊進ミテ花橋ノ敵ヲ破ル。角間川・六郷・花橋ハ、何レモ頗ル大激戦アリキ。
八月二十三日、二番大隊西軍ヲ楢岡ニ破ル。初八月十九日、三番大隊ハ長濱ニ戦ヒ。廿四日、四番大隊土淵村ニ戦ヒ。廿八日、一番大隊鷺野ニ戦ヒ。廿九日、三番大隊勝手澤ニ戦ヒ。九月八日、四番大隊小種ニ於テ激戦。十日、四番大隊安養寺村ニ戦ヒ。十一日、二番大隊上淀川ニ戦ヒ。全日、四番大隊及ビ龜ヶ崎兵椿川ニ苦戦セリ。

莊内ノ一二番大隊収兵ノ事ヲ議ス

上ノ山藩ノ使者一番大隊ニ來リ、米澤藩西軍ニ降リタル事ヲ報ズ。一二番大隊集會シテ収兵ノ事ヲ協議ス。其ノ議ニ曰ク、米澤既ニ同盟ニ背ケリ、西軍我境ニ迫ラ

ンコト旦暮ニアリ。然ルニ封内之ニ當ルベキノ兵ナシ、西方海岸ノ守備又乏シ、今一舉シテ久保田ヲ屠リ、軍ヲ返サンカ、西軍新米ノ兵勢振ヒ、且ツ寡ヲ以テ衆ヲ擊ツハ、一朝ノ事ニ非ズ。如カズ、速ニ軍ヲ返シ四境ヲ守ラン、明春天下ノ變ヲ窺ヒ、更ニ兵ヲ出サバ、必ズ勝ヲ制スルヲ得ン、若シ變ナケレバ、天下ノ大兵ニ當リ、快ク彈丸ノ中ニ斃ルトモ遺憾トスル所ニアラズ。然レモ、明日一度進撃シテ敵ノ強弱ヲ試ント。玆ニ於テ、九月十五日、淀川ニ於テ激戰、又荻和野ニ於テモ激戰アリ。

庄内ノ二番大隊長收兵ヲ諸隊ニ告グ

二番大隊荻和野ニ陣ス。諸隊長ヲ集メテ言テ曰ク、米藩西軍ニ降リ、奥羽ノ同盟既ニ破ル、實ニ國家安危ノ分ル、秋ナリ。軍ヲ返スベキノ命アリシト雖、彈藥ヲ除クノ外、輜重ヲ悉ク燒キ、人々ニ三五日ノ糧ヲ齎ラシ、晝夜兼行シテ國ニ歸リ、存亡ヲ國ト共ニスベシ。此ノ事既ニ一番大隊ト協議セリ。依テ今夜十二時ニ發セン、期ヲ過グル勿レト。衆愕然タリ。九月十七日、二番大隊神宮寺ニ至リ、仙臺ノ隊長ニ面シ、收兵ノ事ヲ告グ、馬鞍ヲ過ギ、玉川ヲ涉リ、横手ニ退ク。四番大隊龜田ニ退ク。

庄内藩收兵

九月十七日、庄内藩、武藤半藏外二名ニ謝罪狀ヲ齎シテ米澤藩ニ遣ハシ、其ノ周旋ヲ依頼ス。十八日、二番大隊ハ横手ヲ發シ、一番大隊ハ大澤ヨリ矢島ニ至リ、三崎ヲ越シテ吹浦ニ入り、二番大隊ハ田代越ヨリ百宅ヲ經テ升田ニ退キ、四番大隊ハ龜田ニ退キ、龜ヶ崎隊ハ陣ヶ村ヨリ本庄ニ退クコトニ決ス。此ノ時庄内ヨリ總軍引上グ可キノ命ヲ持シタル使者至ル。是ニ於テ此ノ命ヲ各隊ニ傳へ、先決ノ如ク歸國セリ。

庄内藩降服

庄内藩二士ヲ使ハシテ黒田參謀ニ面會シテ、謝罪降服懇願ノ主旨ヲ陳ズ。參謀曰ク、實効ヲ顯ハシ謝罪スルニ於テハ、其旨ヲ大總督ニ達セント。當時謝罪ノ實効トスルモノハ、一藩ノ兵器ヲ出シテ開城スルニアリ。若シ此ノ兩條ヲ實行シテ謝罪セラル、儀ナラバ、今此所ニ於テ、其期ヲ約セン、既ニ藩論一定スルニ於テハ、遅々スル理由アラズト。二士之ヲ諾シ、參謀ト實行ノ期日明日ヨリ三日間ト約ス。二士先ツ歸鶴シ、其ノ旨ヲ藩主ニ陳述ス。

鶴岡城開城

九月廿六日、藩主城ヲ出デ、寺院ニ謹慎シ、又脱藩ノ士ハ、市外ニ移シテ之ヲ警衛シ、國境各所ニ急使ヲ發シテ、守備ヲ徹セシム。而シテ重臣ヲ遣ハシテ王師ヲ迎ヘシム。全廿七日、諸方ノ西軍滯鶴スルコト三週餘日、其ノ間官衙及ヒ重臣ノ家屋ヲ借り上ゲ、寄寓セシム。又藩廳ヲ大督寺ニ移シテ事務ヲ理ス。藩主東京ニ召喚セラレ、某所ニ閉居謹慎ヲ命ゼラル。後其ノ封土十七萬八千石ノ所領ヲ削ラレ、其ノ弟忠實ニ拾貳萬石ヲ賜フテ家督ヲ命ゼラレ、事落着セリ。

越後口ノ戦争

七月廿四日、越後口ニ於テハ、出張ノ諸將會米二藩ノ諸將ト議シ、日の浦・中村ニ備フル莊兵、東備後峠ニ西乙茂ノ西軍ニ攻撃セラレ、兵氣振ハズ。村田妙法寺ノ後山ニ胸壁ヲ築テ、乙茂ノ西軍ニ抗ス。同廿五日莊内ノ家老石原倉右衛門、仙米諸藩ノ重臣ト新潟ニ會シ、歸途沼垂ニ於テ敵ノ伏兵ニ逢ヒ斬殺セラル。同廿六日、新發田藩盟ニ背キ、西軍ヲ上陸セシム。全廿八日、莊藩ノ主將石原多門、會米及ヒ長岡・桑名諸藩ノ諸將ト會シ、新發田盟ニ背クニヨリ、其ノ策ヲ議ス。會桑ノ隊長進撃ヲ望メ

ドモ、米藩ノ隊長贊セズ。各藩憤懣三條ニ退ク。其ノ後村上藩危急ニ迫リ、切リニ援ヲ乞フ。莊藩一隊ノ兵ヲ遣ス。村上城敵ノ急撃ニ逢ヒ、之ヲ保ツコト難ク、自ラ城ヲ火シテ莊内ニ逃ル。莊兵引退テ小鍋・高畑ノ要地ヲ守ル。後鶴ヶ岡ヨリ兵ヲ送リテ、尙兩所ノ守備ヲ嚴ニス。莊兵鼠ヶ岡村ノ鼠喰岩ノ海岸及ヒ山上ヲ守リ、又大川村ニ進撃シ、火ヲ放テ奮戦シテ後退ク。西軍小田坂ヲ攻撃ス。莊兵必死ニ防戦セリ。此ノ時小鍋ニモ西軍進撃シテ互ニ砲戦セリ。西軍日本國山ノ半腹ヨリ發砲セシカバ、莊兵進撃終ニ之ヲ退グ。中峯ノ敵モ引退ク。莊兵ノ總軍モ暮ニ及テ小鍋村ニ引退ク。西軍密ニ兵ヲ莊内大島村ニ派シテ之ヲ燒ク。九月一日未明ヨリ西軍海陸ヨリ鼠ヶ岡ニ攻來ル。莊兵防戦シテ之ヲ退ク。此日高畑口ニモ西軍攻來レドモ、忽ニシテ引退ク。關川ニ敵多勢襲來シ、莊兵之ヲ防グト雖、衆寡敵セズシテ敗ラル。敵火ヲ關川村ニ放テテ之ヲ燒ク。其ノ後互ニ合戦アリ。九月廿日莊兵奮戦シテ敵軍ヲ退散セシメヌ。外戦争莊内死傷合計六百八十五人

内

士族死

四十八人

越後口ノ戦争

阿部千萬多

同 傷

八十五人

卒族以下死

二百十七人

同 傷

三百三十五人

阿部千萬多

阿部千萬多、名ハ潜、字ハ九淵、後通稱ヲ誠藏ト改ム。飽海郡鶴渡河原ノ人ナリ。家世々酒井家ニ事ヘ歩卒タリ。幼ニシテ穎悟、四方ノ志アリ、然レドモ、藩制丁壯故ナクシテ致仕スルヲ許サズ。遂ニ病ニ託シ素志ヲ達スルヲ得。東條一堂ノ門ニ遊ビ、漢學ヲ修シ、又傍國學ヲ修シ、當時ノ名流吉田寅二郎・村上寛齋等ト交ハレリ。時ニ露國通信互市ヲ請ヒシニ、幕府鎖國ノ制アルヲ以テ之ヲ拒絕セシカバ、擇捉ニ來侵ス。是ヨリ北邊ノ虞アルヲ以テ、千萬多親シク極北ノ地ヲ跋渉ス。會、松前轉封ノ命アルヲ聞キ、其ノ不利ヲ痛論シテ時ノ執政ニ建白セリ。安政五年書ヲ井伊閣老ニ呈シ、時局ニ就テ論ズル所アリ。閣老其ノ忠誠ヲ嘉シ、甚ダ之ヲ款待ス。維新ノ際、奥羽諸藩ノ同盟ヲ聞キ、慨然トシテ曰ク、大義名分明ナラズ、事斯ニ至ル、遺憾之ニ過ギタルハナシ、速ニ墳墓ノ地ニ歸リ、舊主ノ爲ニ犬馬ノ勞ヲイタシ、以テ父祖奕世ノ

恩ニ答ヘザルベカラズト。乃チ歸藩ス。然レドモ、國境將ニ事アラントス。因テ俣野景明ニ經綸ノ策ヲ説ク。景明其ノ常人ニアラザルヲ知リ、之ヲ酒井吉之丞ニ勸ム。既ニシテ從テ秋田陣中ニアリ、以爲ク、事茲ニ至ルハ畢竟臣下ノ罪ナリ、總督府ニ哀訴シテ兵ヲ弭メシメテ後藩論ヲ定ムルニアリト。單身此ノ使命ニ赴キ、角間川ヲ過ギ、六郷ニ至ル。官兵彼ヲ斥候ナリトシ、縛シテ追分村ノ陣營ニ致ス。參謀桂太郎親シク訊問ス。彼從容トシテ本藩今日ノ舉アルハ素ヨリ謀反ノ意ニアラザルヲ縷々陳述ス。其ノ事理明晰、皆肺腑ヨリ出ヅ。桂參謀其ノ言ニ感ジ、更ニ糾明スル所アラントスル際、兩軍接戰官兵利アラズ、退却スルニ臨ミ、不幸ニシテ混乱中ニ斬ラレテ死ス。實ニ明治戊辰八月十四日ナリ。享年四十八。

明治度出羽ノ分國及廢藩置縣

明治元年、出羽ヲ分チテ羽前・羽後ノ二國トシ、最上川ヲ以テ國境トナシ、以南ヲ羽前、以北ヲ羽後トナス。

全四年七月、藩ヲ廢シテ大泉縣ヲ置キ、同十一月、廳ヲ酒田ニ置キ、酒田縣ト稱シ、以テ田川・飽海ノ二郡ヲ管ス。全八年、廳ヲ鶴岡ニ移シ、鶴岡縣ト改メ、全九年八月、山形

明治度ノ分國ト廢藩置縣

後田山ノ開墾 酒井吉之丞

縣ニ合併ス。全年、田川郡ヲ分チテ東西二郡トナス。

後田山ノ開墾

明治五年七月、大泉藩士三千五百餘名協力シテ後田山松ヶ岡墾拓ノ舉アリ。後田・高寺・黒川其ノ他數村入會ノ官林ヲ官ニ請フテ、新圃約百萬坪ヲ開キ、桑茶ヲ培養ス。猪俣新地ニモ家屋ヲ設ケ、移住戸數、數十戸アリ、之ヲ松ヶ岡組ト稱ス。全七年一月、政府賞典金三千圓ヲ下賜セリ。又巨大ノ養蠶室十棟ヲ設ケ、養蠶ヲナサレム。

酒井吉之丞

酒井吉之丞、諱ハ了恒、其ノ遠祖ハ酒井家ノ枝葉ナリシガ、重盈ノ時ニ至リ、下ヲ藩臣トナリ、祿千三百石ヲ賜ヒ、世々庄内ノ名門タリ。其ノ第十世ヲ了明ト云フ。嘗テ家老トナル。吉之丞ハ其子ナリ。好テ書ヲ讀ミ、劍ヲ習ヒ、旁ラ兵法ヲ學ビ、皆其ノ進奥ヲ極メ、聲名一時ニ聞ユ。少ニシテ小姓頭トナリ、移テ組頭トナリ、尋テ家老ニ進ム。吉之丞人トナリ、醇厚恭敬、貴賤親疎トナク至誠ヲ以テ相接ス。衆皆其ノ德ニ服シ、其ノ用ヲ爲スヲ樂ム。戊辰ノ役ニ番大隊長トナリ、白川ニ赴ク。敵俄ニ其ノ後ヲ

襲フ。吉之丞軍ヲ返シテ之ヲ舟形ニ破ル。後間道ヨリ進ミテ新庄城ニ迫リ、敵軍ヲ敗リ、城ノ西方ノ要地ニ據ル。敵兵頻リニ發砲シ、或ハ鎗刀ヲ把リ、我軍ニ逼迫ス。此ノ時ニ當リ、兩軍ノ飛丸雨ノ如ク、砲聲山野ヲ鳴動ス。我兵疾驅砲煙ノ中ヲ進ミ、激戰數時、遂ニ新庄城ヲ攻陥ス。

吉之丞麾下ノ士ニ言テ曰ク、我新庄ヲ陥ル、ヤ、諸君ノ功既ニ成リ、名既ニ著ル、公率以テ事ヲ所シ、恭敬以テ人ニ接シ、和親以テ敵ヲ謀ラバ、庶幾クハ國家ノ大役ニ奉スルニ足ランカト。衆皆敬服ス。是ヨリ先、敵敗走スト雖、速ニ之ヲ追ハズ、備ヲ嚴ニシテ之ヲ待ツ。諸將怪テ故ヲ問フ。吉之丞曰ク、初メテ敵地ニ入り、未タ地形ヲ知ラズ、因テ敵狀ヲ熟察シテ後進シノミ。夫レ人命ハ至重ナリ、士卒僕隸ニ至ル迄、君公ノ運ンズル所、死生唯我指揮ニアリ、故ニ深ク之ヲ誤ランコトヲ恐ルト。諸將其ノ理ニ服ス。又吉之丞宿陣ヲナス毎ニ、自ラ地理ヲ巡視シ、部署既ニ定リ、而シテ後營ニ入ル。ヒトシテ怠ラズ。終始草鞋ヲ脱セズ。故ヲ以テ從士自ラ奮勵シ、亦安意シテ敢テ是非ヲ言フ者ナシ、故ニ連戰勝ザルナク、威陸羽ノ間ニ震フ。後廢藩置縣ニ際シ、擇ハレテ兵部省七等出仕ト爲ル。幾クモナク病ヲ以テ職ヲ止ム。其ノ後臺灣ノ役アルオ、東清國ニ連シ、吉之丞間使ニ隨テ清ニ赴キ、事平テ歸ル。

酒井吉之丞

其ノ清國ニアルヤ、嘗テ黃鶴樓ニ登リ、詩ヲ賦シテ曰ク、

凄凉黃鶴西樓月、獨棹滿江秋色歸

又戰役中ニモ吟詠抄カラズ。吉之丞容止温靜、然レドモ戰陣ニ望ムヤ、風彩高雅、意氣凜然、向フ所敵ナシ。其ノ士卒ヲ遇スルヤ、常ニ赤心ヲ以テス。其ノ敵ヲ謀リ勝ヲ決スルニ至リテハ、超然トシテ人ノ意表ニ出ヅ。惜ヒ哉、明治九年二月、病ヲ以テ東京ニ歿ス。享年三十三。

三嶋通庸

三島通庸ハ、薩摩ノ人三島通純ノ子ニシテ、島津氏ノ臣ナリ。幼名ヲ林太郎ト云ヒ、後彌平ト稱ス。性熱誠、夙ニ其ノ芳弄ヲ現セリ。三島氏ハ世々鼓ノ師範タリ、故ヲ以テ嚴冬ノ候ト雖、雞鳴ヲ聞クヤ、通庸即チ床ヲ去リ鼓ヲ打ツヲ習フ。時人咸其ノ早起ヲ賞揚ス。校長ジテ劔法ヲ學ビ、兵書ヲ習ヒ、皆其ノ蘊奥ヲ極ム。後西郷南洲ノ知ル所トナリ、其ノ訓化ヲ受クル抄カラズ。又大久保利通ト親交厚ク、其ノ援助ヲ得ルコト多シ。通庸成長ノ後、日州都之ノ城地頭ニ任セラレ、治蹟アリ。其後東京府廳教部省七等出仕トナリ、明治七年十二月、酒田縣令ヲ兼ヌ。其ノ始テ庄内ニ赴任セ

シ時ノ詠アリ。

君か爲心つくしの薩摩より きよ川越へて急ぐ旅哉

全七年十二月、教部ヲ辞シ、專ラ治縣ノ職ヲ採レリ。全八年八月、酒田縣ヲ廢シテ鶴岡縣ヲ置キ、應ヲ鶴岡ニ移スヤ、通庸之ニ知タリ。其ノ鶴岡ニ移リシ時詠アリ。

鶴か岡阪ふ空にあしたつの 千歳を祝ふ聲さこゆあり

全九年八月、鶴岡縣ヲ廢シテ山形縣ニ合ス。其ノ間ノ治蹟甚ダ多シ。通庸平常志ス所ハ、教化ト、殖産ト、富國強兵トニアリ。人民ノ幸福ヲ増進スルヲ以テ目的トス。道路ハ此ノ目的ヲ達スルニ必要缺クベカラズトナシ、勤メテ其ノ工事ヲ起セルナリ。故ニ一方ニ於テハ盛ンニ學校ヲ興シ、以テ教育ノ普及ヲ計リ、且ツ頗ル殖産興業ニ力ヲ盡シ、其ノ他、勸業、警察、電信、病院、監獄、公園ノ新設改造ヲ成セリ。又神社ヲ修ムルヲ忘レザリキ。其ノ庄内地方ニ於ケル効課ノ現著ナルモノヲ舉レバ、道路ニ於テハ、三崎新道ナリ。此ノ路タル、封建時代究境ノ要害ニシテ、島海山ノ麓峩々トシテ海岸ニ突出ス。所謂一夫道ニ當レバ萬夫モ通ズル能ハザル險惡無比ノ路ニシテ、其ノ通行ノ困難少カラザリシナリ。通庸別ニ新道ヲ斫リ開イテ坦道トナセシカバ、初メテ旅人艱苦ヲ忘ル、ニ至レリ、之ニ次テ元合海ヨリ清川ニ至ル

最上川沿岸ノ新道ヲ開キ、又酒田ト鶴岡ノ道路、鶴岡ヨリ鼠ヶ關ニ至ル道路モ開
整修繕ヲ加ヘ、其ノ通行ノ便ヲ計レリ。

鶴岡市外ニ赤川アリ、時々洪漲シテ水勢當ルベカラズ。通庸之ヲ憂慮シ、橋ヲ架セ
ント欲ス。衆之ヲ危ム。通輦曰ク、橋ヲ架スル能ハザル川ナシト。乃チ長サ二百間ノ
宏壯ナル長橋ヲ作ル。將ニ成ントス。技師蘭人來リテ之ヲ見、勸ムルニ三島橋ト命
ズ可キヲ以テス。通庸曰ク、費ハ人民ニ出テ、工ハ僚屬ノ成ヌ所、余與リテ力ナシ、
且ツ我國此ノ如キ習慣アラズ、名ヲ私ニスベカラズト。蘭人慫慂シテ止マズ。通庸
乃チ曰ク、川ハ三分シテ流レ、余ガ姓ハ三島、工事主任ノ姓ハ平川、以テ三川橋ト名
クル如何ト。衆之ヲ奇トシ、咄嗟ニシテ決シヌ。

又教化上ノ効事ヲ筆スレバ、鶴岡ニハ朝陽學校、酒田ニハ琢成學校ヲ設立セシナ
リ。地方ノ學校トシテハ何レモ洋風ノ巍然タル壯宏無比ノ構造ナリシガ、嘗テ兩
校共前後火災ニ罹リ灰燼ニ歸セリ。惜ヒ哉。茲ニ朝陽學校設立當時ノ狀況ヲ述ベ
ン。通輦常ニ其ノ管下學事ノ振ハザルヲ慨シ、鶴岡ニ一大校ヲ築カントシ、自ラ筆
ヲ取リテ設計ヲ案出セリ。當時議者アリ曰ク、一大校ヲ起サンヨリハ、數個ノ小校
ヲ所々ニ起スニ如カズト。通庸曰ク、縣下ノ民智見狹隘、各其ノ鄉邑アルヲ知リテ

他アルヲ知ラズ、以テ彼等ノ見識ヲ廣メザルベカラズ、故ニ壯大ナル校舍ヲ設立
シ、彼等ノ耳目ヲ一新シ、學校ヲ尊ム可キヲ知ラシメバ、郡邑次第ニ之ニ則ラント。
職乃チ決ヒリ。其ノ工事ニ着手スルヤ、通庸曰ク、基礎鞏固ナラザルベカラズト。丈
八ノ松杭ヲ土中ニ打植シ、然ル後礎セシム。又曰ク、下勞シテ上逸スルハ不可ナリ
ト。率先舂鍤ヲ執リシカバ、衆勞ヲ忘レテ力メヌ。工事明治九年四月ヨリ八月ニ至
ル五ヶ月ニシテ成ル。其工費金參萬五千圓ナリ。

其ノ實現セシ行事ニ徵シテモ、其ノ識ノ高遠、其ノ量ノ宏濶、所謂文明ノ基礎ヲ作
リシ良牧民官ナル哉。

今上巡幸

明治十四年七月三十日、東京發轍。埼玉、栃木、福島、宮城、巖手、青森ノ諸縣ヲ巡幸アラ
セ給ヒ、北海道ニ波御セラレ、青森ニ還幸。秋田縣ヲ經テ、山形縣ニ臨幸アラセ給フ。
時ニ九月二十一日ナリ。全二十二日、東田川郡清川村小學校行在所ニ駐轡。翌二十
三日清川村發轍。狩川村見龍寺行在所ニ暫シ駐轡ノ後、東田川郡役所行在所ニ駐
轡。查御僕ヲ召サセラレ、夫ヨリ鶴岡町ニ入御。西田川郡役所ニ駐轡セリ。給ヒ、翌

今上巡幸

二十四日、鶴岡町發轍。横山村菅原美繼、押切村加藤保興、新堀村加藤勘右衛門等、各行在所ニ暫時駐營。酒田町へ入御。渡邊作左衛門行在所ニ駐營セサセ給ヒ、翌二十五日、酒田町發轍。新堀村加藤勘右衛門、余目村佐藤善治、廻館村相馬繁、狩川村見龍寺等ノ各行在所ニ暫時駐營。再ビ清川村小學校行在所ニ幸セラレ、翌二十六日、車駕清川村ヲ發シ還御ノ途ニ就カセ給ヒ、又福島、栃木、茨木ノ諸縣ヲ經テ、九月十四日、宮城ニ還幸アラセ給ヒキ。當時供奉ノ主ナル高官ハ左ノ如シ。

- | | | | | |
|------|------|-------|----------|-------|
| 太政官 | 二品 | 能久親王 | 左大臣 | 熾仁親王 |
| | 參議 | 大隈重臣 | 全 | 大木喬任 |
| | 大書記官 | 金井之恭 | 一等編修官 | 川田剛 |
| 内務省 | 大書記官 | 田邊良顯 | | |
| 大藏省 | 少書記官 | 高橋安治 | 近衛局歩兵少佐 | 立見尙文 |
| 近衛諸隊 | 歩兵少佐 | 野田時敏 | 驛遞局四等驛遞官 | 五島孝繼 |
| 宮内省 | 卿 | 德大寺實則 | 大輔 | 杉孫七郎 |
| | 大書記官 | 堤正說 | 權大書記官 | 兒玉愛二郎 |
| | 一等侍醫 | 伊東方成 | 二等侍醫 | 岩佐純 |

侍從長 米田虎雄

全

山口正定

御先發ハ

- | | | | | |
|-------|-------|-------|------|------|
| 太政官 | 參議 | 黒田清隆 | 内務省卿 | 松方正義 |
| 内務省 | 權大書記官 | 西村捨三 | 少書記官 | 成川尙義 |
| 宮内省侍從 | | 富小路敬直 | | |

町村制實施及帝國議會

明治二十二年町村制ヲ布カル、ヤ、鶴岡・酒田・松嶺ヲ以テ町トシ、次ニ大山・加茂・共ニ町名ヲ稱スルニ至ル。實施ノ當時ニ分合シタル町村ハ左ノ如シ。

飽海郡、二町、二十七村

町 酒田・松嶺

村 上郷・内郷・田澤・北俣・南平田・東平田・北平田・中平田・鶴渡川原・西平田・飛鳥・上田・本楯・一條・大澤・觀音寺・日向・西荒瀬・南遊佐・稻田・西遊佐・遊佐・蕨岡・一郷・川行・高瀬・吹浦

東田川郡、二十六村

町村制實施及帝國議會

村 大泉・本郷・山添・廣野・長沼・八榮島・藤嶋・東榮・手向・渡前・押切・横山・狩川・立谷
澤・大和・十六合・五七里・余目・新堀・榮・黃金・齋・東・黒川・廣瀬・泉、

西田川郡、三町、十三村

町 鶴岡・大山・加茂、

村 京田・榮・東郷・大泉・田川・福榮・温海・念珠關・豊浦・上郷・西郷・袖浦・稻生、
是ニ於テ各町村議員ヲ選舉シ、各町村長ヲ互選シ、自治ノ機關ヲ具備ス。

明治二十三年帝國議會ヲ開カル、ヤ、東西田川・飽海ノ三郡ヲ以テ山形縣第三區
ノ選舉區トス。

明治度ノ大地震

明治二十七年十月二十二日、莊内地方ニ一大劇震アリ。地震前ハ天氣快晴ニシテ
氣候温暖ナリシガ、其當日ニ至リ遽ニ寒冷トナリ、細雨霏々トシテ催シ來リ、此日
午後五時半、酒田町ニ於テハ西北、(或ハ西南トモ云フ)松嶺町・吹浦村方面ハ西南大山町、鶴岡
町・藤島村方面ハ北方ヨリ、俄然劇甚ナル鳴動ヲ聞クヤ、其ノ聲轟然トシテ百雷ノ
一時ニ落下スルガ如ク、之ト同時ニ最モ激烈ナル震動ヲ起シ、一大上下動ヲナス

コト凡ソ七分間ニシテ止ム。此ノ激震ニ依テ、瞬間ノ中、家屋ノ潰倒、障壁、屋戸ノ破
損、實ニ枚擧ニ遑アラズ。晚餐點燈ノ時刻ナレバ、其ノ惶惶恐怖云フベカラズ。或ハ
屋内ニ壓倒セラレテ、屋上ヨリ僅ニ身ヲ免ル、アリ、或ハ梁柱ニ壓セラレテ、即死
スルアリ、或ハ壞屋ノ中ヨリ出ル能ハズシテ、焼死スルアリ、或ハ父子老幼相失シ、
悲鳴號泣ノ聲ヲ舉グルアリ、其ノ慘狀名狀スル能ハザリキ、而シテ、激動瞬時ニシ
テ、火炎四方ニ起リ、飽海郡ニ於テハ、十四個町村、東田川郡ニ於テハ、六ヶ村、西田川
郡ニ於テハ、一ヶ村、合計廿一ヶ町村ナリ。何レモ同時ニ火炎起リ、三郡震災地ハ四
方火炎ヲ以テ掩蔽セラレタリ。其ノ罹災者ノ狼狽悲惨ノ狀態、筆紙ニ盡シ難カリ
キ。酒田町最上川沿岸ノ地ノ如キハ、龜裂ヲ生ジ、砂泥及ヒ水ノ噴出最モ甚シク、加之、
河水溢漲、噴水ト合シテ人家ヲ浸シ、或ハ土地ヲ陷没シテ行通ヲ得ズ。是ヲ以テ避
難セントシテ却テ其ノ路ヲ失ヒ、或ハ黒烟ニ遮ラレ、又ハ火烟ニ圍繞セラレ、焼死
スル者其ノ幾十人ナルヲ知ラズ。

三郡中、人家ノ崩潰最モ劇甚ヲ極メタルハ、河川ニ沿ヒタル町村ニシテ、殆ンド全
町村尽ク崩潰セシモノアリ。其ノ中心ハ、或ハ酒田町ナリト云ヒ、或ハ黒森ナリト
云フ。是等ノ場所ハ、地層自然軟弱ナルガ爲、一層激震ヲ感ジタルモノナラン。而シ

少時ニシテ又第二回ノ劇震アリ、爲ニ一層甚シキ慘憺ノ現象ヲ見ルニ至レリ。爾後數日間、晝夜遠雷ノ如ク、斷續強弱ノ震動止マズシテ、一日數十回アリキ。然レドモ、漸次微弱トナリ、其ノ度數ヲ減少シ、休止スルニ至レリ。三郡大震人家崩潰ノ區域内ハ、至ル處幅二三尺、深サ丈餘、長サ數百間ニ至ル、縱横最大ノ龜裂ヲ生ジ、其ノ中ヨリ泥沙ヲ噴出スルアリ、又土地ヲ丈餘ノ底ニ陥落スルアリ、或ハ隆起セシメ、又ハ山岳ノ巖石ヲ轉倒セシムル等、土地ノ異狀ヲ現ハシタル箇所、幾千百ナルヲ知ラズ。

三郡中、人家潰倒、燒失又ハ人畜ノ死傷アリタル町村ノ數ハ、飽海郡二十七町村、東田川郡十九箇町村、西田川郡七箇町村ニシテ、合計四十三箇町村ナリ。之ヲ細別スレバ左表ノ如シ。

家屋官公署學校社寺等

郡	燒失	全燒	半燒	破壞	壓死	燒死
飽海郡	一、四三九	一、六四七	六八〇	四、五二五	四八九	
東田川郡	三六	一、二六一	六三一	八二〇	一八七	
西田川郡	四五	一六〇	一四〇	六六九	六三	

總計	一、五二〇	二、九六八	一、五五一	六、〇〇三	七三九	
----	-------	-------	-------	-------	-----	--

負傷者

飽海郡	七〇四
東田川郡	二二三
西田川郡	九二
總計	一、〇〇九

(兩羽地震誌)

莊内歴史終

附
錄

楠 能 勝 傳

佐々木彦作及
吉田堰開鑿の由來

楠能勝傳

金峯山麓黄金村字高坂に洞春院と稱する古刹あり。此は楠能勝越後の耕雲寺にありしが、後遂に茲に來りて開基せしなりと云ふ。寺中に能勝の画像、及遺物を藏す。紋章は菊水を用ひ、又正成淺川戰死の時其の兒正行に遺せし書翰を傳ふ。(此のありて白井惣六郎の有に歸す)凡て此の邊の地名、金峰山、河内山、赤坂等、何れも生國に因縁ある名稱を附せしは、千歳尙其の節を留めて忠節を偲ばしむ。

楠正成の遺書

尙々巻絹壹疋公を拜受具足一領祖を我等迄着古し候へども
長き形見と遺候

今度準人指下候事不別儀我等最後近候と覺候願は貴殿成長之器
量見届度候得共義之重處難默止候勤學無懈怠成長之後我等心中
可被察候謹言

正月二十四日

兵衛

楠庄五郎とのへ

安倍氏云、予此書を見しに、世に流布する處の遺書の摺物は、横折にして、其の書事の年號、實名、筆押迄認めあるを、此の書は堅紙一枚にして、文言も聊か違あり、實名、筆押、年號等も亦く、紙墨筆跡とも誠に其の時代の物にして、筆跡は草体なり。其の見事なるを類あし。忠魂義膽紙上に顯れ、神姿に在すが如し。茲に落來られしは精洗も亦あり、二族の神魂を著す爲、薄へしものあらんか。爰に遺れるもの眞跡もらんか。此の寺地内に石に彫て建てし楠公の遺書は、世に流布せる横折の寫なり。

楠能勝は、正成の第三男正行の弟あり。建武三年五月、正成攝津國淡川に於て戦死せし時、正行等軍に授けし遺書に曰く、正行、正時、正能は、壯年迄身を慎み、戦を習ひ、其の時を得て、謀を運し、勝を決し、義兵を起し、専ら義を重んじ、忠を竭し、逆境を滅し、敵を安んずるべし。能勝、應世に混同するを許さず、泳ぐ佛道に入り、父の善を奉るべし。經云、曰く、一子出家すれば、九族天に往す。釋尊の説なり。故に吾之を責ふ。出家因縁益々、津戩にあらす。釋尊は天竺の王子なり。吾朝寛和の皇帝は、八皇六十五代の皇帝なり。帝位を棄る、恰も履を脱するが如し。出家して花山院入覺法皇と號し奉り、芳名世に轟ける已に久し。海内風を慕ふ。汝釋門に入り、父の菩提

を用ふは、是れ則ち吾最後の遺書なり。遠ふべからずと。能勝父の遺書を見、出家の志を抱く。母子六人各遺書を見、涙下りて襟を濡し、斷腸限さし。此の時正成攝津淡川に於て戦死せり。尊氏、正成の首を看、之を構み、河内に送る。正成の妻、及、五子、父の首を看、兒等皆共に死を冀ふ。母懇切に父の遺言に違ふべからざるの理を説きて之を止む。後母子相見て涙下ること雨の如く。餐咽に下らす。水滸を濡さるもの三百。時に和泉・河内の人皆來りて吊哭す。孔子の母を慕ふが如し。母子哀を忍で父の首を金剛山の麓に葬る。塔を建て蓋して、法號を忠信院殿正成大居士と云ふ。時に建武三年五月廿五日なり。正成時年四十六、已にして正平三年に至る。曾、父の十三年遠忌に當る。時に母年五十六、正行廿五、正時廿三、能勝廿一、正儀十九、松野十六あり。共に懇に吊祭を畢、へ、兄弟心を協せ、尊氏を亡さんことを謀る。正行曰く、能勝は父の遺言を守り、速に出家して父の菩提を吊ふ。未だ晩からず。吾聞く虎生れて、三日を経して白く、吾釋門に入り、父の菩提を吊ふ。未だ晩からず。吾聞く虎生れて、三日を経して牛を食ふの氣あり。吾已に壯年、義を見てせざるは勇なきあり。吾不肯と雖、敵と戦し、逆黨の威を碎き、耻を雪ぎ、而して後讎然として釋門に入らん。未だ戦はずして先づ遁世剃髮す。日は、恰も敵と恐るゝに似たり。最も武門の耻る所あり。却て

父の名を汚さんと。正行曰く、然り、應に一戦を許すべしと、是に於て、能勝住吉天王寺の邊に行き、敵邊境を攻む。正行軍を催し、義を扶けて旗を擧ぐ。尊氏風に之を聞き、大に怒り、細川顯氏を大將とし、宇都宮三川入道を副將とせし、兵三千餘騎を添へて之を拒がしむ。正平三年八月十四日、敵藤井寺に到り、悉く馬鞍を下り、甲冑を脱して休息す。此の時正時、能勝七百騎を率ひ、枚を含み馬に鞭ち、三軍を進め、顯氏を攻む。敵不意を討たれ、大に敗走す。能勝顯氏を追ひ、天王寺渡邊橋に及ぶ。將に之を斬んとす。時に宇都宮遮り戦ひ、其の急を救ふ。此の時能勝左膝に傷つき、屈伸自由ならず、跛躓を成すと云ふ。正行、能勝吉野に行き、帝に謁す。帝高く御簾を捲き、玉顏殊に麗はしく、近く正行、能勝を召して曰く、此の度の合戦勝利を得、敵の軍氣を屈せしむ、朕甚だ憤を慰す、累代の武功神妙あり、汝等兄弟の精忠を嘉みすと。帝自ら正行には元帥の印、能勝には金の采配、並に攝津半國を賜ふ。正行大に悦び、謹て元帥の印を拜受す。能勝恐懼上言して曰く、無限の天恩、重大あること何を以てか比すべき、臣武門の榮譽、何を以て之に加へん。唯亡父正成の遺言のあるあり、臣願くは染衣剃髮亡父の後を吊ふを得ば足れりと。帝大に驚き、正行を喚て曰く、能勝何が故に染衣剃髮を願ふ、朕願ふに天下未だ平ならず、逆黨

猛威を振ふ、此の時に當り、大將を失ふは朕の甚だ憂慮する所あり。能勝の如き者、國士無雙、朕之を愛むと。正行頓首して曰く、能勝の上言する所の志は、亡父正成の遺言を忘れざればあり、今年己に亡父十三年遠忌に相當せり、伏して冀くは、父の爲に憐を垂れ、能勝の剃髮を許させ給はんことを。是に於て帝其の志に感じ、能勝に袞龍の御衣を賜ひ、以て袈裟と爲さしむと云ふ。

能勝古劔和尚に従ひ、剃髮して傑堂と號し、尙能勝を以て諱とす。古劔和尚示寂の後、通玄和尚に學ぶ。數年の後、通玄和尚賀州に遷る。能勝之に従ふ。後梅山和尚に従ひ、學ぶこと數年、辞して越後に下る。應永元年甲戌二月、社澤靈樹山に入り、蘭若を創して之に居る。名けて耕雲寺と云ふ。

應永二年乙亥正月廿八日、能勝羽州田川郡に五老峯の靈地ありと聞き、之を慕ひ、弟子慶宇を耕雲寺に置き、七月廿五日、羽州に下り、金峰山麓に到る。此の日殘暑甚し、高坂松樹の下に投じて休む。時に一老翁あり、衣冠を正し來りて能勝に侍し、恰も舊識の如くなりき。能勝を小草堂に請す。能勝堂に到る。頭を回らせば、三方山圍み、古木繁茂、山靈に氣幽なり。又堂奥に正觀音像を安置す。能勝香を焼て禮拜す。後其の由來を問ふ。老翁曰く、此の山古より五老峯と云ふ靈山あり。推古帝二年、聖德

太子に勅して三寶を弘めらる。太子異材を得て自ら観音の像を刻み、以て奥州國司に賜ふ。國司乃ち勅を奉じ、堂を高坂に造り之を安置し、山を五老峯と名け、観音の領とあし、七百貫の領地を寄附し、樓閣を造立し、僧を置て崇敬を加へ、佛法を弘めしむ。其後安倍貞任といふ者あり、惡逆無道、猛威を振ひ、出羽を略取し、寺社の領地を掠奪し、此の堂の領地も遂に彼に押領せらる。爾來此の堂年を追ふて頽破し、萬年扉を閉ぢ、蕭寂として唯靈木の鬱暢し、晝は紫雲飛て観音堂の邊に映じ、夜は明月照して佛前の燈に代ふ、其中、道の修養に志す者、法を貴び貧を患へず、天台、眞言、代住變化、枚舉に違あらず。師願くは茲に留錫せられんことをと、翁忽然として見えず。能勝之を異とし、乃ち蘭若を創して居る。曹溪山洞春院と名く。

應永二年乙亥九月十七日、觀音像を洞春院に移す。

全三年丙子正月十五日、再び鎮守堂を造り、護法神金澤大権現を請す。

全五年戊寅正月、領主來りて若干の寺領を附せんと云ふ。能勝曰く、吾南帝を辞せしより、全く富貴を樂まず、只淡泊を甘す、我釋氏を稱するもの、荷衣松食を宜しとす、吾性僻名利名聞を貪らず、永く道元の古風を慕ひ、寺領を受けずと固辞す。領主之を聞き、益々崇敬を加ふ。

全九年壬午七月廿五日、能勝法を慶字に傳へ、越の耕雲寺に還る。

全三十四年丁未八月七日、寺の門前松杉の間に出で、徘徊巡覽、悠然として眺望之に久ふし、後浴室に入り、浴終り寢室に飯り、偈を書し、渣焉として遠寂す。享年一能勝洞春院に在りし時、嘗て松樹を植う。此の日偶畫師來る。慶字請ふて師の頂相を畫かしむ。而して後師の自贊を乞ふ。師笑爾として笑ひ、卒に三首の自贊を綴る。時に能勝六十九歳の時なりき。贊を左に記す

挿紳勞精神	拈松手自栽	通身皆泥水	滿面又塵埃
手握龜毛拂	身帶洞山霞	非聖又非凡	名利沒些々
未趨豎髮後	獨步威音先	悞放過一着	描出任人傳

未免指點梅山嗣 慚愧破脚老雲門

應永三年丙子三月初五日

傑堂能勝自贊

右は能勝和尚の後を嗣ぎし洞春院二世慶字和尚の記述せし能勝和尚行實錄より、其の要所を節略訂正して之を録せしものなり。史乘未だ此の事を見ず。且つ楠氏の系譜能勝あるを見ず。或は曰く、全院の開祖は楠正儀の子楠三郎兵衛正勝

あり、又能勝は正勝在俗時の子なりと云へば據なし。唯行實録の年歴上より其の事の詳述しあれば、歴史上の参考に資せんが爲め、之を附録す。

佐々木彦作及吉田堰開鑿の由來

東田川部の最上川沿岸は、從來水利に便ならず。其大部分は畑地、及、原野草生地等にして、收穫甚だ薄く、住民困乏せり。全郡余目村に佐々木彦作と云ふ者あり。常に心を公益事業に止め、其困乏を憂へ、百方考慮、遂に文久四年、庄内藩廳に具請すらく、東興屋地内より最上川を分派し、一大溝渠を開鑿し、之を西方に疏通し、一は畑、及、原野等を開田し、一は古田に於ける灌溉の乏しさを補ひ、以て收穫を増さんど。藩廳に省せられず。爾來一意専心之が計畫に従ひ關係村民の同意を求め、明治十年、時の縣令三島通庸に請願し、其採用する所とあり、即ち工事に着手し、全十二年五月に至り、僅に溝渠凡そ二千間を開鑿せしが、同年七月最上川稀有の洪水に際し、水門、及、其他の工事は大破壊を受け、彦作積年の苦心殆んど水泡に歸し、翌十三年八月終に病歿せり。全三十四五年の交に至る迄、彦作の子孫、及、幾多の継業者ありて、或は資金の供給を圖り、或は測量設計を縣廳に請願せる等、百方畫策する所あれば、皆失敗に歸し、地方人士をして該事業の絶望あるを嘆せしむるに至れり。

東京の人吉田寅松と云ふ者あり。受負事業を職とす。此の有益事業あるを聞知し、明治卅六年四月自ら地方に來りて地形を視察し、案を具して開鑿事業の必成を唱導すれども、皆前の失敗に懲りて、殆んど顧るものなし。時の縣知事田中貴道之を聞き、大に其事を賛し、東田川郡長關原彌里を召して之を奨励す。是に於て關係村長、及、齋藤良輔等、郡長の勸誘に従ひ、遂に吉田寅松の提案に由り、吉田組之を負擔し、地主は成功の後、開田一段歩毎に玄米五升(古田は三升)つゝ、七ヶ年間吉田組に支拂ふべしとの條件を訂結せり。爾來關係村長は東奔西走、地主二千三百餘人を誘掖して、全卅六年十一月水利組合設置の意見書を本縣知事に提出せり。是より先、土人彦作堰と稱せしが、同月二十七日知事は之を吉田堰と命名し、吉田堰普通水利組合設置區域を指定し、同時に關係村長に組合委員を命せらる。而して、組合規約は全卅七年一月廿九日認可せらる。同時に東田川郡長を本組合の管理者に指定す。是に於て、管理者は同年二月十日を以て始めて本組合會を召集し、必要な

る諸件を議決せしむ。後其筋の指示により、吉田組との關係條件は全然之を廢止し、工事費は組合之と負擔し、工事は隨意契約其他の方法により、請負しむる事に變更せり。而して、工費起債、及償還方法は同年十一月廿日を以て内務・大藏兩大臣の認可を得たれども、會々卅七八年事件に際會し、加ふるに工事設計、及工法中變更を要するものあるを以て、本縣技師勝又愛治郎に囑託し、其下に三名の役員を置き、測量設計、及工事監督に當らしめ、全卅八年五月より更に測量設計に着手し、當初の設計を太に變更する所あり。同年十一月之を完了し、同三十九年二月に至り、右變更の許可を得たれども、尙資金の供給と缺乏、久く起工の運に至らず。時の縣知事馬淵鏡太郎大に之と憾とし、日本實業銀行より低利借入の契約と定め、同四十年一月、工事請負方法を定め、同年三月工區を分割し、其中最困難なる場所、即ち入口より隧道間八百拾五間、及隧道四百拾七間餘、並其下流七百六拾間は、其竣工期限を明治四十一年十月十五日と定め、之と舛川合名會社に受負はしめ、其他關係村長として適任者と選出せしむ之と受負はしむ。是に於て始めて本堰開鑿に着手し、爾來工事を精勵し、全四十二年八月に至り、全部竣工を見るに至れり。其正資金四百拾萬五千圓百圓拾萬圓九拾五圓五厘なり。

本堰幹線は東田川郡清川村字花崎に於て最上川より分水し、引入口を距ること約貳千間にして灌漑區域に入り、狩川・大和・常万・余目を經て、新堀村大字落野目に至り、北橋大堰の排水路に合して最上川に注ぐ。其長さ五里拾貳町餘。此間右に五個、左に壹個の支線を分派す。其延長三里三十三町餘、新に開田せしもの九百九拾壹町餘歩なりと云ふ。

莊内歴史附録終

明治四十四年十二月五日印刷
明治四十四年十二月十日御届

山形縣西田川郡湯田川村大字藤澤乙百六拾五番地
著者 野村敏惠
兼發行者

山形縣西田川郡鶴岡町五日町百拾貳番地
著者 田林源吉

山形縣西田川郡鶴岡町馬場町甲貳番地
印刷人 山田保吉

山形縣西田川郡鶴岡町馬場町甲貳番地
印刷所 保全堂

明治四十四年十二月五日印刷
明治四十四年十二月十日御届

山形縣西田川郡湯田川村大字藤澤乙百六拾五番地
著者 兼發行者 野村敏惠

山形縣西田川郡鶴岡町五日町百拾貳番地
著者 田林源吉

山形縣西田川郡鶴岡町馬場町甲貳番地
印刷人 山田保吉

山形縣西田川郡鶴岡町馬場町甲貳番地
印刷所 保全堂

莊内名勝誌

續地方美談

編纂に就て

謹啓今回莊内歴史出版の事を結了したるは偏に諸君の深厚なる恩恵と奉感謝候借前記の二冊子數年前より其の材料蒐集中の所篤志御送附の諸彦不少今や大成仕候間兩三年中順序を整頓し編纂する目的に御座候に付前以謹告申上置候也

山形縣西田川郡鶴岡町青兒所内

野村敏恵

明治四十四年十二月

明治四十四年十一月

狸村燻惠

山形縣西田川郡藤岡町青原内

土雷刻出

手中則乳を登廻し蘇蘇する目的に暗至刻に付前以蘇書申
林藪果中の汎流志暗送棚の齋齋不少今々大知廿刻間兩三
取らる恩恵に奉恩撫刻前臨の二冊千燻半前より其の林
蘇習今回蘇内蘇史出廻の事を蘇了したるお蘇と蘇蘇の蘇

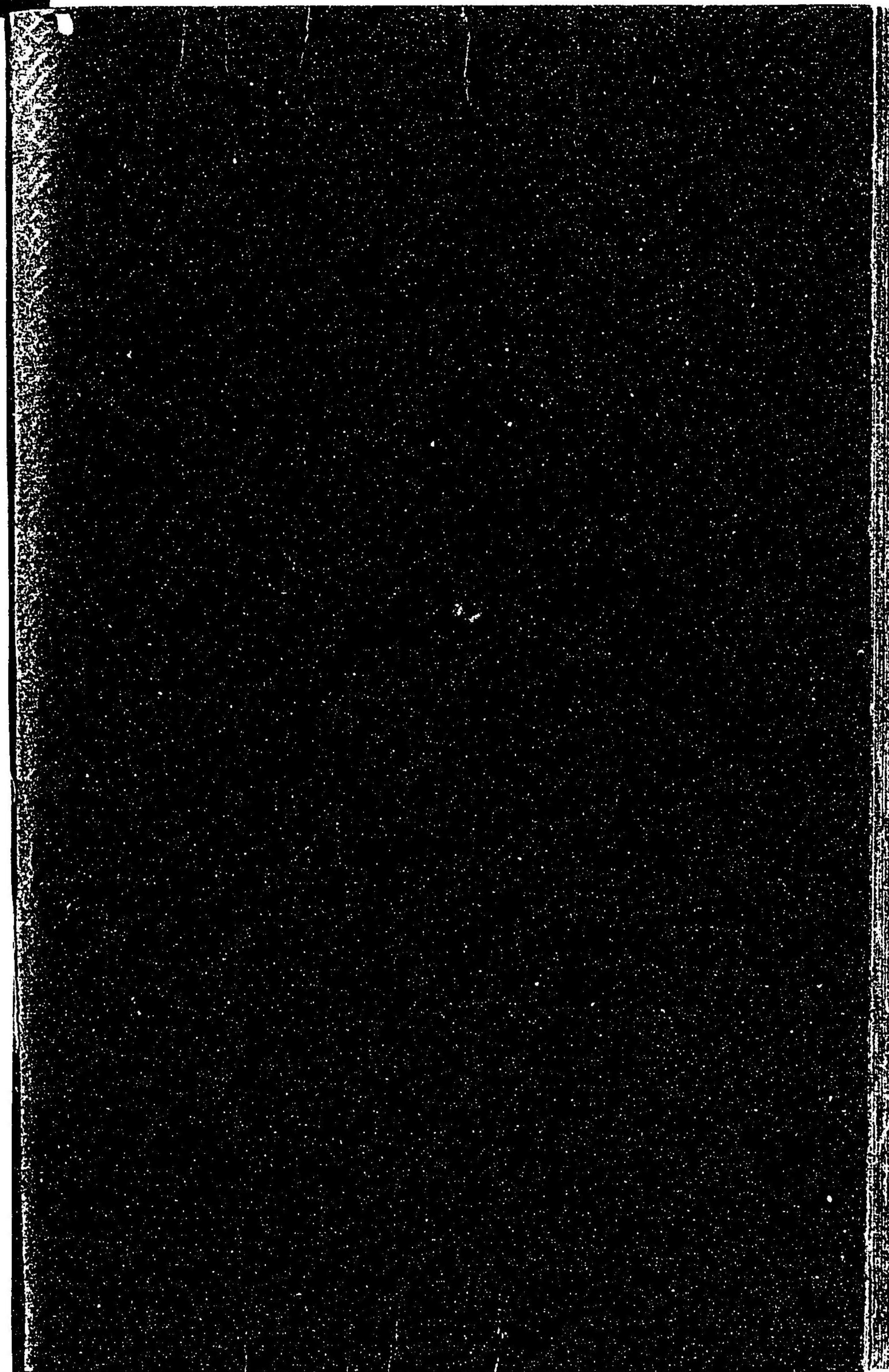
蘇此丈美齋

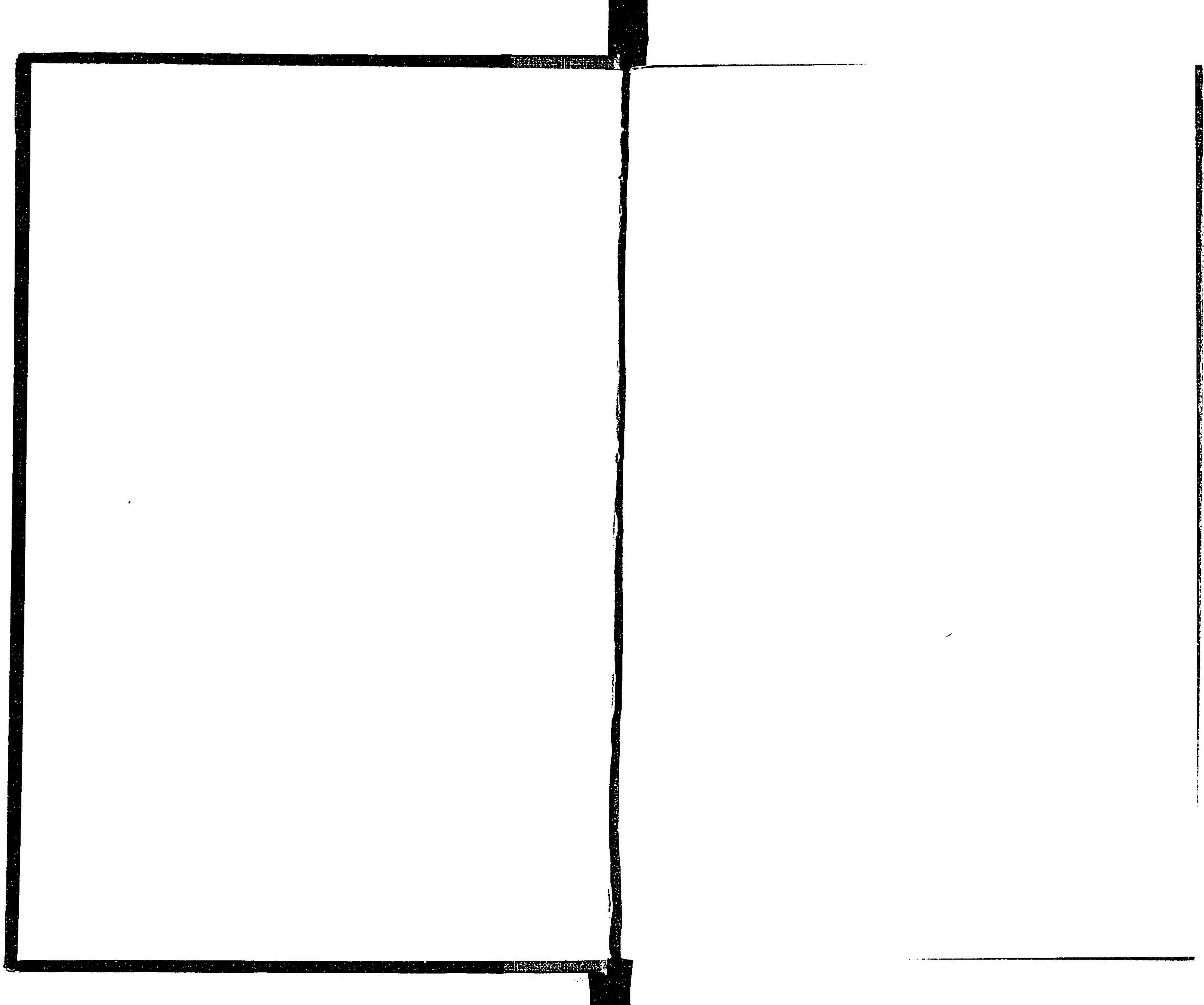
蘇蘇の蘇了

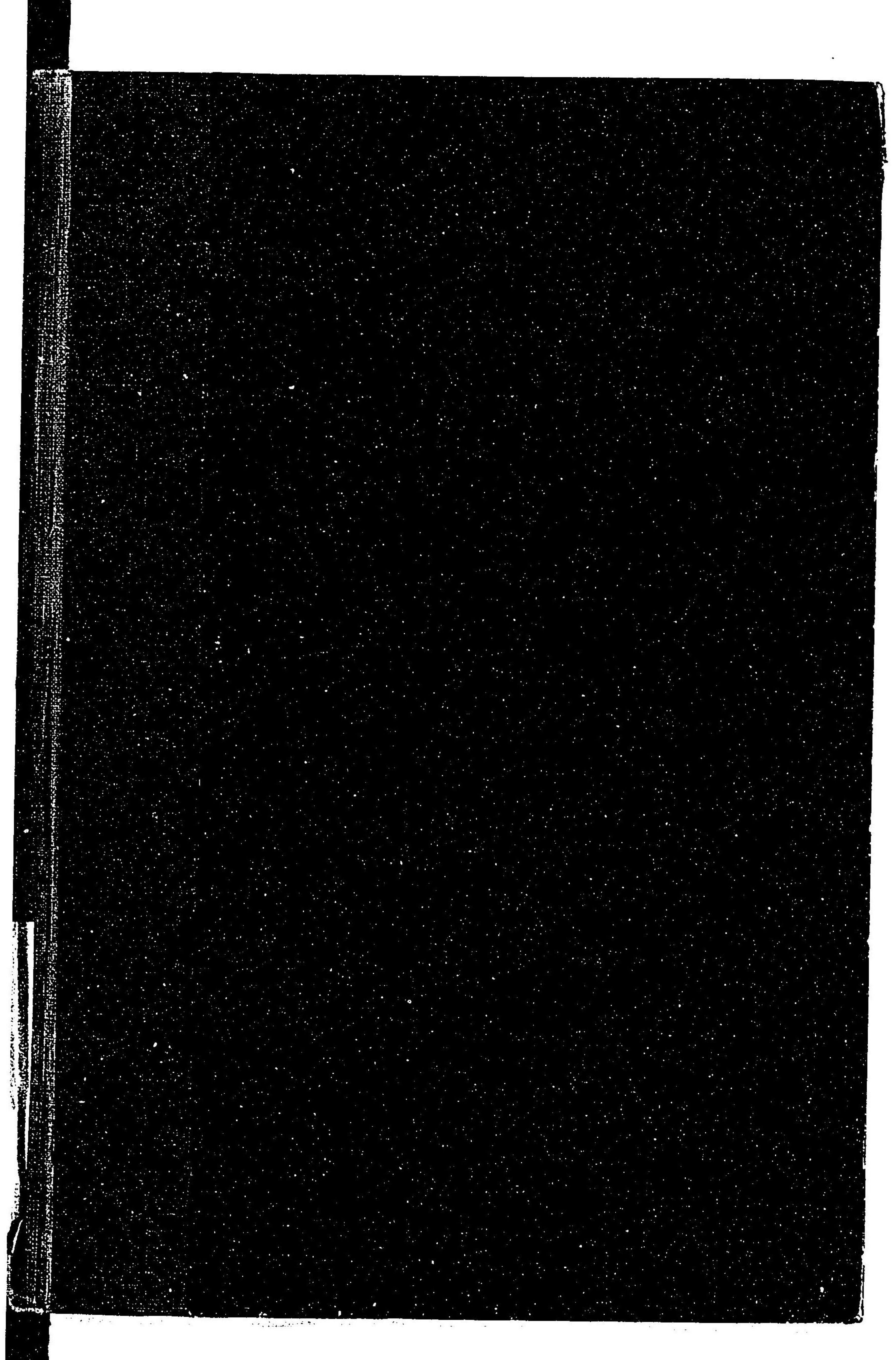
蘇内各蘇齋

昭和九年二月十六日

小牧安貝敬介







212.5

N927a

023418-000-8

212.5-N927a

莊内歴史

野村 敏恵

田林 源吉 / 著

M44

ADC-0330



